

第百二十二号議案

江戸川区立総合レクリエーション公園及び江戸川区立新左近川親水公園の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立総合レクリエーション公園及び江戸川区立新左近川親水公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立総合レクリエーション公園及び江戸川区立新左近川親水公園の指定管理者を次のように指定する。

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
江戸川区立総合レクリエーション公園 江戸川区立新左近川親水公園	港区三田四丁目七番一七号	株式会社日比谷アメニス 代表取締役 伊藤 幸男	令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日まで

（説明）

令和五年四月一日から、新たに江戸川区立総合レクリエーション公園及び江戸川区立新左近川親水公園の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。